

社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金定款

昭和43年 2月22日	制 定	昭和62年 7月16日	変更認可
昭和43年 3月30日	認 可	平成 3年 8月28日	変更認可
昭和48年 3月29日	変更認可	平成 4年 7月29日	変更認可
昭和48年 3月31日	変更認可	平成 9年 2月28日	変更認可
昭和49年 1月25日	変更認可	平成 9年11月10日	変更認可
昭和49年 8月26日	変更認可	平成11年 7月28日	変更認可
昭和50年 3月31日	変更認可	平成14年 7月26日	変更認可
昭和51年 5月 6日	変更認可	平成16年 3月31日	変更認可
昭和51年10月20日	変更認可	平成18年 7月19日	変更認可
昭和52年 3月29日	変更認可	平成19年12月17日	変更認可
昭和52年 7月 8日	変更認可	平成20年 4月17日	変更認可
昭和53年 9月11日	変更認可	平成21年 7月13日	変更認可
昭和55年 7月17日	変更認可	平成24年12月25日	変更認可
昭和58年 8月 3日	変更認可	平成25年10月11日	変更認可
昭和59年 9月14日	変更認可	平成26年 3月19日	変更認可

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）という。

(目 的)

第2条 基金は、畜産経営者が配合飼料の安定的確保を図るために行う共同購入事業を基礎として、原料価格の変動に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補てんすることにより、その経営の安定を図り、もって畜産の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 配合飼料の価格差補てん契約及び異常補てん交付金交付契約の締結、通常補てん積立金の徴収及び返還、異常補てん積立金の徴収並びに通常価格差補てん金及び、異常価格差補てん金の交付
- (2) 前号の事業に付帯する事業

(事務所)

第4条 基金は、主たる事務所を東京都港区芝四丁目17番5号に置く。

第5条 削除

第2章 会 員

(会員の種類及び資格)

第6条 基金の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員となる資格を有する者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 配合飼料の共同購入を行う農業協同組合連合会であつて、全国の区域を地区とするもの
- (2) 配合飼料の共同購入を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会であつて、前号に掲げる者以外のもの
- (3) 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び農林中央金庫
- (4) その他基金が適当と認める者

3 基金の目的に賛同するものは、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

(入会預り金)

第7条 正会員は、入会に当たり1口以上の預り金を預けなければならない。

2 預り金1口の金額は、1万円とし、全額を一時に預けるものとする。

3 基金は、正会員が脱退し、払戻しの請求があつたときは、入会預り金を返還するものとする。ただし、脱退した日から1年を経過したときは、この限りでない。

4 基金は、脱会した正会員が基金に対して支払うべき債務があるときは、前項の規定による返還すべき入会預り金と相殺することができる。

(加 入)

第8条 基金の正会員になろうとする者は、名称、主たる事務所の所在地及び預けようとする口数を記載した加入申込書に、次に掲げる書類を添付して基金に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 機構以外の法人にあつては、定款並びに代表権を有する者の氏名及び、住所を記載した書面
- (2) その他基金が必要と認める書類

2 基金の賛助会員になろうとする者にあつては、名称及び主たる事務所の所在地を記載した書面を、法人にあつては、定款及び代表権を有する者の氏名を記載した書面を基金に提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 基金は、前2項の規定による承認があつたときは、その旨を当該申込みをした者又は法人に通知するものとする。

(会 費)

第9条 会員は、毎年度総会で別に定める会費を納入しなければならない。ただし、機構及び総会の

議決により会費の納入を免除された正会員は、この限りでない。

- 2 既納の会費及びその他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。
- 3 会員は、第1項の規定による会費の払込みについて、相殺をもって基金に対抗することができない。

(届出)

第10条 会員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を基金に届け出なければならない。

- (1) 会員たる資格を失ったとき
- (2) 名称又は主たる事務所の所在地に変更があったとき
- (3) 機構以外の法人にあっては、定款又は代表権を有する者の氏名若しくは住所に変更があったとき

(脱退)

第11条 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
 - (2) 除名
 - (3) 死亡又は解散
- 2 会員は、前項の規定によるほか、6ヵ月前までに書面をもって基金に予告し、当該事業年度の終りにおいて脱退することができる。ただし、基金と配合飼料価格差補てん契約を締結している会員であってその契約期間が満了していないものについては、この限りでない。

(除名)

第12条 基金は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には基金は、総会の会日の10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会において議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 基金の定款、業務方法書又は規程に違反したとき
 - (2) 基金の業務を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- 2 基金は、除名の決議があったときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその会員に通知するものとする。

第13条 削除

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第14条 基金は、役員として、理事10名以上15名以内及び監事2名以上3名以内を置く。

- 2 役員は、総会において選任する。

- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事は、理事長1名、副理事長1名及び専務理事1名を互選する。
- 5 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう)又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、基金を代表し、基金の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、基金の日常の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事長、副理事長及び、専務理事以外の理事は、あらかじめ理事長が定めた順序により、理事長、副理事長及び専務理事とともに事故があるときはその職務を代理し、理事長、副理事長及び専務理事がともに欠けたときはその職務を行う。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は農林水産大臣に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任する役員任期は、前任者又は他の役員残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第17条 役員は、基金の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由がおるときは、総会の議決を経て、これを解任することができる。この場合には、基金は、総会の会日の10日前までにその役員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会において議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(顧問)

第17条の2 基金に、顧問2名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(役員報酬)

第18条 役員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(評議員会)

第19条 基金に評議員会を置く。

- 2 評議員は、25名以内とし、次の者のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
 - (1) 会員又はその役職員
 - (2) 配合飼料又は畜産経営に関し学識経験を有する者
- 3 評議員は、理事長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。
 - (1) 配合飼料の価格差補てんに関する事項
 - (2) その他基金の目的を達成するために必要な事項
- 4 この定款に規定するもののほか、評議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

第4章 総会及び理事会

(総会の種別等)

第20条 理事長は、毎年1回以上通常総会を招集するものとする。

- 2 理事長は、次の各号の一に該当するときは、臨時総会を招集するものとする。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき
 - (2) 正会員現在数の3分の1以上又は監事から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したとき
- 3 理事長は、前項第2号の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 監事は、次の場合に総会を招集する。
 - (1) 理事長の職務を行う者がいないとき、又は第2項第2号の請求があった場合において、理事長が正当な理由がないのに、総会招集の手続きをしないとき
 - (2) 第15条第5項第4号の規定により必要と認めたとき
- 5 総会の招集の通知は、その会日の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び、場所を示してこれを行うものとする。

(総会の権能)

第21条 この定款において別に定めるもののほか、基金の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の議決権)

第22条 正会員は、1会員につき1個の議決権を有する。

(総会の議決方法)

第23条 総会は、正会員現在数の過半数の出席がなければ、議事を開いて議決することができない。

2 前項の規定により、議事を開いて議決することができないときは、理事長は、20日以内にさらに総会を招集しなければならない。

3 総会においては、第20条第5項の規定によりあらかじめ通知された事項に限って議決することができる。ただし、第25条に規定する事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第25条に規定する場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数でこれを決する。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、出席した正会員のうちから選任する。

(総会の特別の議決事項)

第25条 次の事項は、出席した正会員の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任
- (5) 長期借入金の借入
- (6) 事業計画及び収支予算の決定
- (7) 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書及び収支計算書の承認

(書面又は代理人による議決)

第26条 正会員は、第20条第5項の規定によりあらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

3 第1項の書面は、総会の会日の前日までに基金に到達しないときは、無効とする。

4 第1項の代理人は、代理権を証する書面を基金に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会で選出された議事録署名人2名以上がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所

- (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数及び当該正会員の氏名（書面議決者及び議決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (4) 議案
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 前項の規定による議事録は、常に基金に備え置き、会員の要求があつた場合は閲覧に供しなければならない。

(理事会)

第28条 理事会は、理事をもって構成し、この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 業務を運営するための方針に関する事項
 - (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
 - (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (4) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項
- 2 理事会の議長は、理事長が任にあたる。

(理事会の招集)

第29条 理事会は、第15条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事の現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があつたときは、理事長は、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決方法)

第30条 理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ議事を開いて議決することができない。

- 2 理事は理事会において、各1個の議決権を有する。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(理事会の議事録)

第31条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2名以上がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席理事及び出席理事の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

(準 用)

第 32 条 第 20 条第 5 項、第 23 条第 2 項及び第 3 項並びに第 26 条の規定は、理事会に準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第 5 章 事務局等

(事務局及び職員)

- 第 33 条 基金の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に職員を置く。
 - 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け及び閲覧)

第 34 条 基金は、主たる事務所に、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員名簿
 - (4) 事業計画書
 - (5) 収支予算書
 - (6) 会員の異動に関する書類
 - (7) 役員の履歴書並びに職員の名簿及び履歴書
 - (8) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (9) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (10) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の第 1 号から第 5 号まで及び第 46 条第 1 項に規定する資料については、原則として、一般の閲覧に供しななければならない。

第 6 章 業務の執行

(業務方法書)

第 35 条 基金は、業務方法書をもって、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 価格差補てん契約及び、異常補てん交付金交付契約に関する事項
 - (2) 通常補てん積立金及び異常補てん積立金に関する事項
 - (3) 価格差補てんの方法に関する事項
 - (4) その他業務の運営に関する重要事項
- 2 業務方法書の作成及び変更は、総会の議決を経て行うものとする。

(事業年度)

第36条 基金の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 基金の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金
 - (2) 第9条第1項の会費
 - (3) 通常補てん積立金
 - (4) 異常補てん積立金及び異常補てん交付金
 - (5) 資産から生ずる果実
 - (6) その他の収入
- 2 基金の資産は、通常補てん準備財産及び、異常補てん準備財産並びに普通財産とする。

第38条 削除

(通常補てん準備財産)

第39条 通常補てん準備財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 通常補てん積立金
 - (2) 通常補てん準備財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 普通財産の収支差額から繰り入れた財産
 - (4) 第40条第3項の規定により通常補てん準備財産に繰り入れた財産
 - (5) 社団法人全国配合飼料供給安定基金（昭和43年2月29日に社団法人全国配合飼料供給安定基金という名称で設立された法人をいう、以下同じ。）又は社団法人全日本配合飼料価格・畜産安定基金（昭和48年3月12日に社団法人全日本配合飼料価格安定基金という名称で設立された法人をいう、以下同じ。）から移管された畜産経営者が積み立てた通常補てん積立金
 - (6) 前各号に掲げる財産から生ずる果実
- 2 通常補てん準備財産は、次の各号の一に該当する場合を除き、これを取り崩してはならない。
- (1) 配合飼料の通常価格差補てん金の交付又は通常補てん積立金の返還に要する資金に充てる場合

- (2) 第44条第2項の規定による借入金の償還に充てる場合
 - (3) 畜産経営者が積み立てた通常補てん積立金の社団法人全国配合飼料供給安定基金又は社団法人全日本配合飼料価格・畜産安定基金への移管に充てる場合
- 3 第1項第6号に掲げる果実については、理事会の議決を経て、第2項の規定にかかわらず、普通財産に繰り入れることができる。

(異常補てん準備財産)

第40条 異常補てん準備財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 異常補てん積立金
 - (2) 異常補てん交付金
 - (3) 前各号の財産から生ずる果実
- 2 異常補てん準備財産は、異常補てん積立金として納入する場合及び異常価格差補てん金の交付に充てる場合を除き、これを取り崩してはならない。
- 3 第1項第1号に掲げる財産から生ずる果実については、理事会の議決を経て、前項の規定にかかわらず、通常補てん準備財産又は普通財産に繰り入れることができる。ただし、普通財産への繰り入れは、普通財産に著しく不足が見込まれる場合に限るものとする。

(普通財産)

第41条 普通財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金
- (2) 第9条第1項の会費
- (3) 第37条第1項第7号に掲げる収入
- (4) 第39条第3項及び第40条第3項の規定により普通財産に繰り入れた財産
- (5) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

(資産の管理)

第42条 基金の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、次に掲げる各号によるほか、理事会の議決を経て別に定めるところによるものとする。

- (1) 農林中央金庫、その他理事会の定める金融機関への預金
- (2) 国債、地方債、その他金融機関の発行する債券の取得

(管理費の支弁)

第43条 基金の管理費は、普通財産をもって支弁する。

(借入金)

第44条 基金は、管理費及び第3条各号の事業に要する経費のうち通常補てん準備財産及び異常補てん準備財産をもって支弁されるもの以外の経費の支弁に充てるため、理事会の議決を経て、当該事

業年度内において普通財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。ただし、普通財産の資金の不足から償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

- 2 基金は、配合飼料の通常価格差補てん金の交付に充てるため通常補てん準備財産に不足が生じたときは、理事会の議決を経て、あらかじめ総会において定めた額を限度として、当該事業年度内において通常補てん準備財産をもって償還する借入金の借入れをすることができる。ただし、通常補てん準備財産の資金の不足から償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。
- 3 基金は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画書及び、収支予算書等)

第45条 理事長は、毎事業年度開始前に事業計画書及び、収支予算書の案を作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて暫定予算を編成し、収支予算が決定するまでの間、収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び財務諸表等)

第46条 理事長は、毎事業年度終了後遅滞なく、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けるものとする。

- (1) 事業報告書
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 財産目録
 - (5) キャッシュ・フロー計算書
 - (6) 収支計算書
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
 - 3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の議決を経た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第47条 理事長は、毎事業年度開始の日から3ヵ月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書及びその事業年度の事業計画書
- (2) 前事業年度末の財産目録及び貸借対照表

- (3) 前事業年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその事業年度の収支予算書
- (4) 前事業年度末の会員名簿及び前事業年度における会員の異動状況を記載した書類

(定款の変更)

第 48 条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ行うことができない。

(解 散)

第 49 条 基金は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 148 条に規定する事由により、かつ、農林水産大臣の許可を受けて解散する。

(残余財産の処分)

第 50 条 基金が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、類似の公益目的を有する法人にこれを処分するものとする。

附 則

- 1 この定款は、基金の設立の日から施行する。
- 2 基金の設立当初の役員は、第14条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、第1回の通常総会終了の日までとする。

理 事	大 坪	藤 市
同	斎 藤	一 郎
同	根 岸	孝
同	村 上	正
同	築 山	泰 蔵
同	近 藤	金 治
同	流 郷	章 雄
同	井 原	輝 一
監 事	西 岡	勝 文
同	西 村	信二郎

- 3 基金は、第40事業年度に限り、第44条第2項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、同項の規定によりあらかじめ総会において定めた額を限度として、翌事業年度内において通常補てん準備財産をもって償還する特別の借入金の借入れをすることができる。
- 4 基金は、第41事業年度及び第42事業年度に限り、第44条第3項の規定にかかわらず、通常価格差補てん金の交付に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、通常補てん準備財産をもって償還する長期借入金の借入れをすることができる。
- 5 異常補てん準備財産は、第40条第1項に掲げるもののほか、公益社団法人配合飼料供給安定機構から交付される特別交付金をもって構成する。
- 6 前項に規定する特別交付金については、理事会の議決を経て、通常補てん準備財産に繰り入れることができる。
- 7 通常補てん準備財産は、第39条第1項に掲げるもののほか、附則第4項の規定に基づき借り入れた長期借入金及び前項の規定に基づき異常補てん準備財産から繰り入れた特別交付金をもって構成するものとする。
- 8 基金は、第39条第2項の規定にかかわらず、通常補てん準備財産を取り崩して、附則第4項の規定による長期借入金の償還及び当該借入金に係る利子相当額の支払に充てるものとする。
- 9 基金は、第45事業年度及び第46事業年度に限り、第44条第3項の規定にかかわらず、通常価格差補てん金の交付に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、通常補てん準備財産をもって償還する長期借入金の借入れをすることができる。
- 10 通常補てん準備財産は、第39条第1項に掲げるもののほか、前項の規定に基づき借り入れた長期借入金をもって構成するものとする。
- 11 基金は、第39条第2項の規定にかかわらず、通常補てん準備財産を取り崩して、附則第9項の規定による長期借入金の償還に充てるものとする。
- 12 基金は、第3条各号に掲げる事業のほか、第46事業年度に限り、配合飼料価格高騰緊急支援特別交付事業（以下「特別交付事業」という。）を行うことができ、第46事業年度から第51事業年度に限り、畜産経営安定化飼料緊急支援事業（以下「緊急支援事業」という。）を行うことができる。
- 13 基金は、特別交付事業については、公益社団法人配合飼料供給安定機構が定める実施要領により事

業を行い、緊急支援事業については、基金が定める実施要領をもって、事業に関する事項を規定するものとする。

14 基金の資産は、第 37 条第 2 項に掲げる財産のほか、補助金交付準備財産を設けるものとする。

15 補助金交付準備財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 特別交付事業に充てるため交付された補助金

(2) 緊急支援事業に充てるため交付された補助金

(3) 前二号に掲げる財産から生ずる果実

16 補助金交付準備財産は、特別交付事業及び緊急支援事業を行う場合を除き、これを取り崩してはならない。

17 基金は、第 46 事業年度に限り、第 44 条第 3 項の規定にかかわらず、通常補てん準備財源の運営基盤の強化を図るため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、通常補てん準備財産をもって償還する長期借入金の借入れをすることができる。

附 則 (昭和 48 年 3 月 29 日)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施する。

附 則 (昭和 48 年 3 月 31 日)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施する。

附 則 (昭和 49 年 1 月 25 日)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施し、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 49 年 8 月 26 日)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施する。

附 則 (昭和 50 年 3 月 31 日)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施する。

附 則 (昭和 51 年 5 月 6 日)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施し、第 40 条第 3 項及び第 41 条の規定は昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 51 年 10 月 20 日)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施する。

附 則 (昭和 52 年 3 月 29 日)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施する。

附 則 (昭和52年7月8日)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施し、昭和52年3月31日から適用する。

附 則 (昭和53年9月11日)

変更後の定款は、農林水産大臣の認可のあった日から実施し、昭和53年7月5日から適用する。

附 則 (昭和55年7月17日)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日から実施し、昭和55年3月31日から適用する。

附 則 (昭和58年8月3日)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行する。

附 則 (昭和59年9月14日)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日から実施し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和62年7月16日)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成3年8月28日)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成4年7月29日)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から実施する。

附 則 (平成9年2月28日)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成9年11月10日)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成11年7月28日)

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
- 2 定款変更の認可の日に現に役員である者については、第16条第1項の規定にかかわらず、任期は平成12年6月23日までとする。

附 則 (平成14年7月26日)

- 1 基金は、平成14年度第1四半期に限り、第3条各号に掲げる事業のほか、牛用配合飼料を対象とするBSE特別価格差補てん契約及びBSE特別補てん財源交付金交付契約の締結、BSE特別補てん積立金の徴収及び特別価格差補てん金の交付を行うことができる。
- 2 基金は、第35条に掲げる事項のほか、業務方法書をもって、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) B S E特別価格差補てん契約及びB S E特別補てん財源交付金交付契約に関する事項
 - (2) B S E特別補てん積立金に関する事項
 - (3) B S E特別価格差補てんの方法に関する事項
 - (4) その他当該業務の運営に関する事項
- 3 基金の資産は、第37条第2項に掲げる財産のほか、B S E特別補てん準備財産を設けるものとする。
- 4 B S E特別補てん準備財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) B S E特別補てん積立金
 - (2) B S E特別補てん財源交付金
 - (3) 通常補てん準備財産から借り入れた借入金
 - (4) 前各号に掲げる財産から生ずる果実
- 5 B S E特別補てん準備財産は、B S E特別価格差補てん金の交付に要する資金に充てる場合及び前項第3号による借入金の償還に充てる場合を除き、これを取り崩してはならない。
- 6 4の(4)に掲げる果実については、理事会の議決を経て、前項の規定にかかわらず、普通財産に繰り入れることができる。
- 7 基金は、B S E特別価格差補てん金の交付に充てるため必要がある場合には、理事会の議決を経て、あらかじめ総会において定められた額を限度として、第39条第2項の規定にかかわらず、通常補てん準備財産から借入金の借入れを行うことができる。
- この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月31日)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成16年3月31日)から施行する。

附 則 (平成18年7月19日)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成18年7月19日)から施行する。

なお、第39条第1項第5号及び同条第2項第3号の規定にあつては、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年12月17日)

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成19年12月17日)から施行する。
- 2 基金は、第40事業年度に限り、第44条第2項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、あらかじめ総会において定めた額を限度として、翌事業年度内において通常補てん準備財産をもって償還する特別の借入金の借入れをすることができる。

附 則 (平成20年4月17日)

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成20年4月17日)から施行する。
- 2 基金は、第41事業年度及び第42事業年度に限り、第44条第3項の規定にかかわらず、通常価格差補てん金の交付に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、通常補てん準備財産をもって償還する長期借入金の借入れをすることができる。

- 3 異常補てん準備財産は、第40条第1項に掲げるもののほか、社団法人配合飼料供給安定機構から交付される特別交付金をもって構成する。
- 4 前項に規定する特別交付金については、理事会の議決を経て、通常補てん準備財産に繰り入れることができる。
- 5 通常補てん準備財産は、第39条第1項に掲げるもののほか、附則第4項の規定に基づき借り入れた長期借入金及び前項の規定に基づき異常補てん準備財産から繰り入れた特別交付金をもって構成するものとする。
- 6 基金は、第39条第2項の規定にかかわらず、通常補てん準備財産を取り崩して、附則第4項の規定による長期借入金の償還及び当該借入金に係る利子相当額の支払に充てるものとする。

附 則 (平成21年7月13日)

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成21年7月13日)から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に変更前の定款(以下「旧定款」という。)第7条の規定により出資された出資金及び旧定款第38条の規定による基本財産を構成している出資金は、それぞれ、変更後の定款(以下「新定款」という。)第7条の規定により預けられた入会預り金とみなす。
- 3 この定款の変更の施行の際現に旧定款第8条の規定により理事会の承認を得ている出資会員は、新定款第8条第1項の規定により理事会の承認を得た正会員とみなす。
- 4 この定款の変更の施行の際現に旧定款第13条の2の規定により出資された外部出資金は、新定款第7条の規定により預けられた入会預り金から出資されているものとみなす。

附 則 (平成24年12月25日)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成24年12月25日)から施行する。

附 則 (平成25年10月11日)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成25年10月11日)から施行し、平成25年7月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月19日)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成26年3月19日)から施行する。